

学会発表旅費支援募集要項

2024年11月9日制定

1. 日本ヴァージニア・ウルフ協会は、学生会員、または、常勤の勤務先がない会員が、本協会の全国大会および例会において、研究発表もしくはシンポジウムでの発表を行う場合、旅費の支援として、補助金を支給する。ただし、発表する会員の現住所から見て、当該学会が県外で開催される場合に限る。
2. 補助金の支給については、運営委委員会で申請書類を審査し、運営委員長が決定する。
3. 補助金は交通費・宿泊費相当額とし、1件につき2万円を上限とする。協会が支給する年間の補助金総額の上限は8万円とする。三月例会、七月例会に支給する補助金の総額はそれぞれ2万円、全国大会は4万円とし、多数の申請があった場合には、減額して支給することがある。
4. 所属大学や基金など、他の財源による旅費の補助を受けている者、あるいは、補助を申請する者については、その旅費補助額を旅費（交通費・宿泊費）の実費から差し引いた額をもとに、上記3で定めた額を上限として支給額を算定する。ただし、その所属大学や基金など、財源を管理する団体が、旅費支援の二重申請を禁じている場合は、本制度への申請はできないものとする。
5. 募集に関しては、それぞれの学会での発表の応募締め切り日を、補助金申請の締め切り日とする。
6. 申請者は上記5の締切までに所定の申請書類を電子メールにより提出しなければならない。また、学会終了後に旅費と宿泊費の領収書を郵送により提出しなければならない。領収書については、原則として原本の提出を求めるが、上記4を適用する場合は、コピーでも受け付ける。同じく上記4を適用する場合は、他の財源による補助金が入金されたことを示す通帳のコピー等を提出すること。
7. 提出先 日本ヴァージニア・ウルフ協会事務局 vwoolfsocietyjpn@gmail.com